

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成一八年六月二日法律第五一号)

一、提案理由(平成一八年三月二九日・衆議院行政改革に関する特別委員会)

中馬国務大臣 おはようございます。

いよいよこれから審議をいたしますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、提案理由から御説明させていただきます。

このたび、政府から提出いたしました簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の五法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を順次御説明申し上げます。

……………(略)……………

最後に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日の厳しい財政事情の中、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し、簡素で効率的な政府を実現することは、国及び地方を通じた我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つとなっております。今後、簡素で効率的な政府への道筋を確かなものとするためには、国や地方公共団体が行っている業務について、限られた財源の中で公共サービスの受け手である国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっております。

政府といたしましては、以上の認識のもと、国の行政機関等または地方公共団体がみずから実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点からこれを見直し官民競争入札または民間競争入札に付することにより公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、本法律案を提出する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨とするとともに、国の行政機関等または地方公共団体の事務または事業として行う必要のないものは廃止することを基本理念としております。

第二に、競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針や、官民競争入札の具体的な対象業務等を主な内容とする公共サービス改革基本方針を定めることとしております。

内閣総理大臣は、公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者及び地方公共団体からの意見を聴取するとともに、国の行政機関等の長等と協議し、官民競争入札等監理委員会の議を経た上で、官民競争入札等の対象として選定した公共サービスに関する事項等を内容とする公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めることとしております。

第三に、公共サービスの経費の削減だけでなくその質の維持向上を実現する観点から、官民競争入札等の対象として選定された個々の公共サービスごとに作成する官民競争入札等の実施要項や落札者の決定等に関する手続を定めております。

第四に、民間事業者が落札者となった場合の公共サービスの実施に関する契約の締結、変更及び解除を規定するとともに、落札した民間事業者への守秘義務及びみなし公務員規定の適用や、国の行政機関等の長等による落札した民間事業者に対する報告徴収または必要な指示に関する規定など、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための各般の措置を定めております。

第五に、官民競争入札等により落札した民間事業者が実施する公共サービスに適用する財政法、国家公務員退職手当法、職業安定法、国民年金法等及び戸籍法等の特例の内容について定めております。

第六に、国の行政機関等が、官民競争入札の結果、みずから実施することとなった場合における公共サービスの実施に関する規定を定めております。

第七に、官民競争入札等の実施の過程における透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に官民競争入札等監理委員会を設置することとしております。

第八に、地方公共団体が本法案に基づき実施する官民競争入札等について、国の規定に準じた手続を定めております。

以上が、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをよろしくお願いいたします。
二、衆議院行政改革に関する特別委員長報告（平成一八年四月二〇日）

伊吹文明君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の五法律案について申し上げます。

……………（略）……………

次に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案は、国の行政機関等または地方公共団体がみずから実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねるとの観点から、官民競争入札または民間競争入札に付する

ことにより、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図るための必要事項を定めております。

その主な内容は、

第一に、競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針や、官民競争入札の具体的な対象業務等を主な内容とする、公共サービス改革基本方針を定めること、

第二に、民間事業者が落札者となった場合の公共サービスの実施に関する契約の締結、変更及び解除を規定するとともに、落札した民間事業者への守秘義務及びみなし公務員規定の適用や、国の行政機関等の長等による落札した民間事業者に対する報告の徴収または必要な指示に関する規定等を定めること、

第三に、官民競争入札等の実施の過程における透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に官民競争入札等監理委員会を設置すること等であります。

五法律案のうち、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案及び公益法人制度改革関連三法案については、去る三月二十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日五法律案は本委員会に付託されました。本委員会におきましては、三月二十九日中馬行政改革担当大臣から提案理由の説明を聴取し、四月三日から質疑に入り、三日及び十三日には小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、十七日には参考人から意見を聴取するなど、十七日まで九回にわたり質疑を行いました。

……………（略）……………

十八日からは六法律案を一括して議題として審査を進め、昨十九日には三たび小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、総審査時間六十六時間三十分余に及び、与野党の主張の違いはあっても、有権者より負託された政府の役割を最小限の国民負担で行うためには公的部門はいかにあるべきかの真摯な審査が行われました。

かくして、昨日、質疑を終局いたしましたところ、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案により、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対し、競争の導入による公共サービスの改革は公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて行う旨を基本理念に明記することを内容とする修正案が提出され、北橋健治君から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、各法律案及び修正案について一括して討論を行い、採決いたしました結果、まず、松本剛明君外五名提出の国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案は賛成少数をもって否決され、次に、内閣提出の五法律案のうち、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の五法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一八年四月一九日）

北橋委員 ただいま議題となりました競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

今般提出された政府原案におきまして、競争の導入による公共サービスの改革は、国の行政機関等または地方公共団体が公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行うものと規定されております。

改めて申し上げるまでもなく、この競争の導入による公共サービスの改革は、何よりもまず、公共サービスの利益を享受する国民の立場に立つて行うものでなければなりません。

そこで、私どもは、これまでの委員会の審議を踏まえ、その旨を条文上より明確にするための修正を行うことが必要であると考えました。

以下、その内容を御説明いたします。

第三条の「基本理念」に、競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つて行う旨明記することとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月一九日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

- 一 官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合の公務員の処遇について、公務員の雇用の確保に配慮し、政府部内での配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とすること。また、官民競争入札等の結果として政府部内での配置転換が必要となる場合については、公務員の不安やこれに伴う士気の低下をきたさないよう、各大臣等任命権者が責任を持って円滑な配置転換に取り組むとともに、総人件費改革の一環として国の行政機関において官民競争入札等が実施され、その結果として右取組が必要となる場合、今後設置が予定されている国家公務員雇用調整本部において政府全体としての的確に対応すること。また、落札事業者の希望と本人の同意を前提に公務員を退職し落札事業者の下で業務に従事することとなった者が、公務への復帰を希

望する場合には、各大臣等任命権者は、その者の退職前の公務員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、公務への復帰希望について十分配慮すること。

- 一 利用者・受益者である国民の視点に立って、国民のため、限られた財源の中で質の高い公共サービスを実現する観点から、公共サービスに関する情報開示に努めるとともに、広く国民の声を聞きつつ、各公共サービスの具体的な内容や特性に十分配慮し、官民競争入札等の対象業務を適切に選定すること。また、各公共サービスの内容を踏まえ、公共サービスの質の低下や中断をきたすことのないよう、適切な実施要項の作成や定期的かつ継続的なモニタリングの実施などを行い、公共サービスを安定的かつ確実に実施していくこと。
- 一 国立大学法人、文化芸術や科学技術については、独立行政法人とは別途の国立大学法人制度を創設した趣旨、長期的かつ継続的な観点に立った対応の重要性などを踏まえ、それぞれの業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応すること。
- 一 官民競争入札等監理委員会は、公共サービスについての国民の意見を反映できる幅広い関係者によって構成することとし、委員の人選に当たっては、学識経験者など、委員会の公平性、中立性を確保でき得るよう十分配慮すること。
- 一 本法第三十四条に規定する地方公共団体の窓口業務を民間事業者が行うに当たっては、当該業務が住民の個人情報を取扱う業務であることに十分留意し、個人情報の保護等に万全を期すこと。また、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置について、事業開始後も、指導・監督を行うこと。

三、参議院行政改革に関する特別委員長報告（平成一八年五月二六日）

尾辻秀久君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、基本理念に、競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って行う旨の文言を加える修正が行われております。

委員会におきましては、五法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣を始め全閣僚に対する総括質疑、行財政改革の核心についての集中審議、関係大臣等に対する一般質疑を行ったほか、八名の参考人から意見を聴取し、また、鳥取県において地方公聴会及び視察を行いました。

委員会における主な質疑は、行革推進法案の目的、理念とこれによる歳出削減の効果、具体的内容が先送りされている行革推進法案を提出した理由、新政策金融機関及び民営化後の商工中金等の在り方、特別会計等に係る事業の仕分、公務員の純減目標値の根拠とその妥当性、公立学校の教職員削減が少人数教育に与える影響、公益法人への天下りと随意契約発注等との関係及び実効を伴った天下り規制の必要性、公益法人改革における認定・監督に係る制度設計及び税制優遇の在り方、市場化テストの導入に際しての公務員の雇用確保等、多岐にわたっており、連日熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して広田委員より、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に反対、自由民主党及び公明党を代表して公明党の風間理事より五法律案に賛成、日本共産党の大門委員より五法律案に反対、社会民主党・護憲連合の福島委員より五法律案に反対、国民新党・新党日本の会の荒井委員より、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案に反対、他の三法律案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、行政改革推進法案に対して十一項目、公益法人制度改革三法案に対して七項目、公共サービス改革法案に対して七項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年五月二五日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一、官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合の公務員の処遇については、雇用の確保に配慮し、政府部内での配置転換と新規採用の抑制による対応を基本とすること。その際、公務員の不安やこれに伴う士気の低下を来さないよう、各大臣等任命権者が責任を持って円滑な配置転換に取り組むとともに、政府全体としての対応が必要な場合には、今後設置が予定されている国家公務員雇用調整本部の活用を図ること。
- 二、官民競争入札等における落札事業者の希望と本人の同意を前提に公務員を退職し落札事業者の下で業務に従事することとなった者が、公務への復帰を希望する場合には、各大臣等任命権者は、その者の退職前の公務員としての勤務経験と落札事業者の下での勤務経験とを勘案し、公務への復帰希望について十分に配慮すること。

- 三、本法の施行に当たっては、競争の導入による公共サービス改革によって公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図るという理念と趣旨にかんがみ、総合評価方式の積極的な採用等によって、公共サービスの質の維持・向上の実現を図ること。
- 四、国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を、文化芸術や科学技術の振興については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることをそれぞれ踏まえ、各業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従いつつ、慎重かつ適切に対応すること。
- 五、官民競争入札等監理委員会は、公共サービスについての国民の意見を反映できる幅広い関係者によって構成することとし、委員の人選に当たっては、委員会の公平性、中立性を確保できるよう十分配慮するとともに、積極的・能動的な運営を行うこと。
- また、専門性に富んだ多様な人材を確保して、事務局体制を充実・強化すること。
- 六、本法の対象となる公共サービスを選定する仕分け作業において、官民競争入札等監理委員会による十分なチェックが行われるような制度運用を行うこと。
- 七、本法第三十四条に規定する地方公共団体の窓口業務を民間事業者が行うに当たっては、当該業務が住民の個人情報を取り扱う業務であることに十分留意し、個人情報の保護等に万全を期すこと。また、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置について、事業開始後も指導・監督を行うこと。

右決議する。